

# 東京小児科医会 定款

## 第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は東京小児科医会 (Tokyo Pediatric Association) と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は東京都新宿区西新宿5丁目25番地11号に置く。

(目 的)

第3条 本会は東京都において、こどもを診療する医師がこどもの健康と幸せのために、専門領域で研さんと、社会的実践を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 生涯研修のため学術集会・講演会・会誌発行。
- 2 小児の健全な成育と疾病予防のための公開啓蒙講演会、各種サーベイランス、健康相談等。
- 3 小児医療およびそれに関連する事項の調査研究。
- 4 内外関連団体・機関との連携・交流。
- 5 その他本会の目的達成に必要な事業。

## 第二章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の目的に賛同するもので、次に掲げる者は本会の会員となる資格を有する。

- 1 東京都内で小児科を主たる科目として診療、研究または教育を行っている医師。
- 2 理事会において会員となるに適すると認められた医師。
- 3 本会の目的に賛同し協力を申し出、理事会が認めた団体または個人。

(会員の種別)

第6条 本会の会員は正会員、賛助会員の2種とし、その種別は別に定める。

- 1 前条の1項、2項および名誉会員は民法上の正会員。
- 2 前条の3項は賛助会員とする。賛助会員は会員としての権利を有しない。

(入会手続)

第7条 本会に入会しようとする者は、当該年度の会費を添えて、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(異動の届出)

第8条 会員はその住所、氏名、その他入会申込書記載事項に異動を生じたときは、すみやかに本会に届け出なければならない。

(退会手続)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(会員の義務)

第10条 会員は、定款、総会の決議、その他本会の規約を守り、医師の倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼とを得ることに努めなければならない。

(会費)

第11条 会費は、総会の議を経て、会長がこれを定める。

(会費納入の義務)

第12条 総会で定めた会費は一定の期日内に納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第13条 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員の権利)

第14条 正会員は民法65条、民法61条-2に記された権利、また財産目録、会員名簿、その他各帳票を閲覧する権利を保有する。

2 すべての会員は本会の事業に参加し、また本会の刊行物を入手する権利を有する。

(資格の喪失)

第15条 次の各号に該当する場合は、会員資格を失う。

- (1) 死 亡
- (2) 退 会
- (3) 2年以上にわたり会費の納入を怠った場合
- (4) 除 名
- (5) 賛助会員の団体の解散

(制 裁)

第16条 会員が本会の名誉を棄損し、定款や規則に反するような行為があったときは総会の議決により除名することができる。

2 また別に定めるところにより、会員の権利の一部停止や、戒告処分をすることができる。

(名誉会員)

第17条 本会に名誉会員をおくことができる。

- 2 名誉会員は、本会に特に功労のあった70歳以上の会員の中から総会の承認を得て、これを決定する。
- 3 名誉会員には本会の会費を免除することができる。
- 4 名誉会員のうち会長経験者は名誉会長とすることができる。

### 第三章 役 員

(役員構成)

第18条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	3名以内
理 事	20～30名（会長・副会長を含む）
監 事	2名

（役員職務・権能）

第19条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ理事会で定められた順序により1名がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し会務を執行する。
- 4 監事は、民法59条の業務を行う。

（役員選挙）

第20条 本会の役員は、会員の中から総会で選挙する。

- 2 選挙については別に定める。

（役員任期）

第21条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。役員交替は任期満了の年の定時総会終了後とする。

（補欠選挙）

第22条 役員に欠員が生じた場合は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。ただし職務執行に支障のない場合はこの限りではない。

- 2 補欠選挙によって選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（任期の特例）

第23条 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（兼任の権限）

第24条 役員のうち、理事、監事は互いに兼ねることはできない。

（役員解任）

第25条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

- 2 健康上の理由に依る場合もまた第1項に準ず。

## 第四章 顧 問

（顧問）

第26条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は理事会において推挙し総会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ理事会で意見を述べるができる。
- 4 顧問の任期は役員任期に準ずる。

## 第五章 会 議

(会議の種類)

第27条 本会の会議は、総会、理事会とする。

(総 会)

第28条 総会は正会員をもって構成する。総会は定時総会と臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は原則として毎年1回会長が招集する。
- 3 臨時総会は次の場合速やかに会長が開催する。
  - (1) 理事会で必要と認めるとき。
  - (2) 監事からその目的を文書で示し請求があったとき。
  - (3) 会員の5分の1以上より会議目的たる事項を文書で示して請求があったとき。

(議長、副議長)

第29条 総会の議長、副議長は総会において、別に定めるところにより会員の中から各1名を選挙する。

- 2 議長、副議長の任期は役員の任期に準ずる。
- 3 議長は議事を主宰し、総会を代表する。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を行う。
- 5 議長、副議長は役員と相互に兼ねることはできない。

(総会の招集手続)

第30条 総会の招集については、少なくとも14日前に書面をもって会議の目的たる事項、開催の日時、場所を会員に通知しなければならない。

(定足数)

第31条 総会は会員の4分の1が出席しなければ会議を開くことはできない。ただし、止むを得ない理由で出席できない場合、他の会員に表決を委任することができる。この場合は出席とみなす。

(議 決)

第32条 議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし議長は表決権を持たない。

(総会の権能)

第33条 この定款に別に定めあるもののほか、次の事項は総会の議決または承認を得なければならない。

- (1) 収支予算および決算に関する事項。
- (2) 事業報告および事業計画に関する事項。
- (3) 会費に関する事項。
- (4) 借入金（短期借入金を除く）に関する事項。
- (5) 重要な資産の管理、造成および処分に関する事項。
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項。

(会長の専決処分)

第34条 総会の議決を要する重要な事項で、緊急を要し、総会を招集する時間がないときは、会長は理事会の議を経て専決処分することができる。

2 前項による専決処分をした事項は次の総会において承認を受けなければならない。

(会長の通知義務)

第35条 会長は、総会において議決された事項については、速やかに文書をもって、会員に通知しなければならない。

(理事会)

第36条 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集する。

2 会長が議長となる。

3 理事の過半数または監事から請求があったときは、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。

4 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

5 議長、副議長は理事会に出席して意見を述べることができる。

6 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(1) 前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が当該事案について異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会、総会の議事録はそれぞれ議長が作成し、議長および議長の指名した出席者2名がこれに署名捺印することを要する。

## 第六章 部および委員会

(部および委員会)

第38条 本会の運営の為に部と委員会を設ける。

2 部および委員会に関し必要な事項は、理事会により別に定める。

## 第七章 職員

第39条 職員の職制、任免、給与、その他執務に関し必要な事項は理事会で定める。

## 第八章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会が定める。

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(基 金)

第43条 本会は、総会の議を経て、資産の一部を基金とすることができる。

- 2 基金は総会の議決を経なければ、処分しえない。

(会計年度)

第44条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 会計年度内の収支に関する事務は翌年度の4月30日までに完結するものとする。
- 3 収支決算に関する報告は、会計年度終了後3か月以内に行うものとする。

## 第九章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第45条 定款は総会において、会員の4分の1以上が出席し、出席会員の4分の3以上の同意を得なければ、変更することができない。

(解 散)

第46条 本会は、民法第68条第1項および第2項の規定により解散する。

- 2 総会の議決により解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならぬ。
- 3 解散後の残余財産は、総会の議決を経て、本会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

## 付 則

(施行の日)

- 1 この定款は、平成26年3月16日より施行する。

(改 訂)

平成3年6月28日	一部改訂。
平成5年2月28日	一部改訂。
平成9年6月29日	一部改訂。
平成10年3月15日	一部改訂。
平成11年3月21日	一部改訂。
平成12年6月18日	一部改訂。
平成13年6月24日	一部改訂。
平成20年6月22日	一部改訂。
平成24年6月17日	一部改訂。
平成26年3月16日	一部改訂。
平成29年6月18日	一部改訂。
平成30年5月19日	一部改訂

# 東京小児科医会 定款施行細則

## 第一章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は東京小児科医会定款に基づき、本会の運営を規定することを目的とする。

## 第二章 会 員

(正会員の種別)

第2条 正会員はA会員およびB会員とする。

2 正会員はA会員を原則とするが、A会員のもとで勤務、研修する医師はB会員とする

(入会申込書・退会届の様式)

第3条 入会申込書、退会届の様式は理事会で定める。

(入会の通知および告示)

第4条 理事会で入会の審査が終了した後、会長はその可否を申込人に速やかに通知するとともに、入会者の氏名を別に定める方法で告示するものとする。

(会 費)

第5条 定款第11条の規定により、正会員の会費は、次のとおりとする。

(1) A会員 年額 10,000円

(2) B会員 年額 6,000円

2 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

賛助会員 年額 30,000円

(会員の権利の停止)

第6条 会員が督促を受けたにもかかわらず、1年以上納付金の納入を怠ったときは、会長は当該会員の会員としての権利を停止することができる。

2 第1項に関する事由が消滅したときは、会長はその停止処分を解除しなければならない。

## 第三章 会 議

(総 会)

第7条 総会においては、原則としてあらかじめ通知された議事以外は、議決することはできない。

2 議長の承認のないかぎり、本会会員以外の者は総会に出席できない。



3 議長、副議長に事故あるときは、出席会員の最年長者が議長の職務を代行する。  
(理事会の運営)

第8条 理事会は理事の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

3 議事録については、定款第37条に準ずる。

4 必要に応じ、会長は理事会に理事、総会議長および副議長以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(委任状)

第9条 総会の委任状は、本会所定のもの以外を使用した場合、また委任者の自筆氏名か捺印のないものは無効とする。

2 その他の場合における委任状の要件は別に定める。

#### 第四章 会務の運営

(会務の分担)

第10条 定款第38条により会務の円滑な運営のため次の各部を設け、それぞれ理事が分担する。

(1) 総務部

(2) 経理部

(3) 社会保険部

(4) 公衆衛生部

(5) 学術部

(6) 広報部

(7) 調査部

(8) 小児救急部

(委員会)

第11条 定款第38条により委員会を置く。

2 委員会は次の2種とする。

(A) 常務委員会

(B) 特別委員会

(常務委員会)

第12条 常務委員会は次の委員会とする。

(1) 総務委員会

(2) 経理委員会

(3) 社会保険委員会

(4) 公衆衛生委員会

(5) 学校医委員会

(6) 保育園・幼稚園委員会

- (7) 学術委員会
- (8) 広報委員会
- (9) 調査委員会
- (10) 小児救急委員会

(委員および委員長)

第13条 前条に定める委員会の委員は、会員の中から会長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、担当理事の指示に従い委員会の業務を統括する。
- 4 委員長は、委員会に関する記録を作成する。
- 5 委員の任期は、役員の任期に準ずる。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は次の2種類とする。

- 1 会長諮問ワーキンググループ
- 2 選挙管理委員会

(会長諮問ワーキンググループ)

第15条 会長は、特に必要な場合には、理事会の議を経てワーキンググループ（WG）を設けることができる。

- 2 前項のWGは、会長の諮問に応じ、特定の事項について審議し、答申する。
- 3 このWGの委員の選任、数、任期は会長が定める。

(選挙管理委員会)

第16条 選挙の事務を行うため選挙管理委員会を設ける。

- 2 委員は5名とし、会員の中より会長が委嘱する。
- 3 委員長は委員の互選による。
- 4 委員の任期は役員の任期に準ずる。補欠委員は残任期間とする。
- 5 委員が辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第五章 選 挙

(本章の適用範囲)

第17条 役員、総会の議長、副議長の選挙については、本章の定めるところによる。

(選挙管理者および投票・開票立会人)

第18条 前条の選挙に関する事務は選挙管理委員会が行う。

- 2 委員長は投票ならびに開票立会人若干名を指名する。

(選挙権、被選挙権)

第19条 会員は、すべて選挙権および被選挙権を有する。

- 2 前項の会員とは選挙実施の3か月前の末日において資格を有する者をいう。それぞれの有権者の確認は選挙管理委員会が行う。

(選挙の期日)

第20条 選挙は原則として総会の日に行う。

(告示・通知)

第21条 選挙管理委員会は選挙に関する告示を投票日の40日前までに行うとともに、会員に通知しなければならない。

(候補者の資格)

第22条 立候補者は、次の条件に該当する者とする。

・役員および委員歴が1年以上の者。

(候補者)

第23条 立候補者は、投票日の21日前までに、文書により、選挙管理委員会に届出なければならない。

2 前項の届出には、立候補者の氏名、捺印、年齢、略歴（役員・委員歴など）および立候補の役職名を記載しなければならない。

(重複立候補の禁止)

第24条 立候補者は、理事、監事、総会議長、および総会副議長の選挙に重複して立候補できない。

(立候補者一覧)

第25条 選挙管理委員会は、投票日の7日前までに、立候補者一覧表を会員に送付するとともに、選挙当日、選挙会場にこれを掲示しなければならない。

(投票の方法)

第26条 投票は無記名とする。

2 理事の選挙は不完全制限連記とし、8名連記とする。

3 監事の選挙は単記とする。

4 会長、副会長の選出は、理事の互選による。

(当選者の決定)

第27条 当選は最高得票者から順次これを決定する。

2 得票数が同数の者を生じた場合、抽選により決定する。

3 当選者が3か月以内に辞退または死亡したときは得票数の次位の者を順次繰り上げ当選とすることができる。

(投票の省略)

第28条 選挙において、候補者の数が定数を超えないときは、投票を行わないで、それら候補者を当選者とする。

(補欠選挙)

第29条 次に掲げる各項に該当する場合には、補欠選挙を行う。

(1) 当選者が定員に満たない場合……2か月以内

(2) 第27条第3項で次点者のいない場合……2か月以内

(3) 会務に支障のない場合はこの限りではない。

(無効投票)

第30条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いていないもの。
- (2) 候補者でない者の氏名を記したものの。
- (3) 候補者名の判読ができないもの。
- (4) 候補者名のほか、他事を記載したもの。ただし、身分、住所、敬称の類はこの限りではない。
- (5) 単記投票で2名以上の記載のあるもの。
- (6) 不完全連記投票で定められた数を超えて記載、または同一人を2回以上記したものの。
- (7) 選挙管理委員会が無効と認めたもの。

(その他の事項)

第31条 この章に定めるもののほか、選挙に関する必要なことは、選挙管理委員会が定める。

## 第六章 会 計

(歳入・歳出)

第32条 年度内の会費その他一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とし、これらをもって予算を編成する。

(予算編成)

第33条 毎年度の予算は、理事会が編成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 既定予算を追加、または修正する場合も同様とする。

(経費の支弁)

第34条 会計年度内の経費は年度内の歳入でこれを支弁する。

(予備費)

第35条 各款の予算に不足をきたしたとき、または予算外支出の必要が生じたときの経費の支弁に宛てるため予備費を設けることができる。

- 2 予備費の支出については理事会の承認を要する。

(一般会計および特別会計)

第36条 本会の会計は一般会計と特別会計に区分する。

- 2 一般会計は、会費、寄付金、およびその他の収入に関する出納とする。
- 3 特別会計は、特別な事業のために必要があるときに設け、その経理は一般会計のそれに準ずる。

(予算の流用)

第37条 一般会計の経費は、予算で定めた目的以外に使用できない。

- 2 各款相互間の流用はできない。
- 3 同一款内の流用には理事会の承認を要する。

(決算)

第38条 各年度の決算は、原則として6月末までに総会の承認を得なければならない。

2 決算において剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すか、または基金に繰り入れるものとする。

3 決算書を総会に提出するときは、財産目録など必要資料の添付を要す。

(短期借入金)

第39条 本会の出納上必要あるときは、短期借入することができる。

2 短期借入金は、各予算の10%を限度とし、その会計年度内に返済しなければならない。

(長期借入金に関する理事の保証義務)

第40条 本会の長期借入に対し理事は連帯保証の義務を有する。後任の理事もまた同様である。

(経理規定)

第41条 本会の経理を明確にするために、別に経理規定を定める。

## 第七章 補 則

(一般社団法人日本小児科医会)

第42条 本会は定款に基づいて、地域の医会として独自の活動および運営する他に、一般社団法人日本小児科医会と協働することができる。

(施行細則)

第43条 この定款施行細則は、理事会の議決を経て改正することができる。

第44条 会長は予め理事の順位を決めて、会務の運営を円滑ならしめるものとする。

## 第八章 雑 則

(表彰)

第45条 会員で本会に特に功績のあった者、学術的、社会的に著しい貢献をした者は、理事会の議を経て表彰される。

2 第1項の該当者の中から、理事会は総会に名誉会員の候補者を推薦することができる。

3 前2項に関する選考基準は別に定める。

(東京小児科医会学術集会)

第46条 東京小児科医会学術集会は、学術部に所属し、その運営は次のとおりとする。

東京小児科医会学術集会は、東京小児科医会が運営する生涯研修を目的とする会で、東京小児科医会会員のほか、小児の保健・医療を研修しようとする者にかかれた会である。

2 学術集会は原則として年3回開催する。

- 3 学術集会の企画・運営には学術委員会があたる。  
この企画について必要な場合には、学術委員会委員以外の有職会員の意見を求めることができる。
- 4 学術集会の要旨は会報に掲載する。
- 5 学術集会の事務は東京小児科医会の事務局が取り扱う。

#### 付 則

この定款施行規則は、定款施行の日から施行する。

## 東京小児科医会 規約

(入会届の書式)

第1条 入会申し込みには、本会所定の用紙を用いなければならない。

(用紙は別掲)

(退会届)

第2条 退会しようとする者は、

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 退会の年月日

を明記し、捺印の上、会長に届けなければならない。

(退会者の告示)

第3条 退会者については、総会で報告しなければならない。

(会員の表彰)

第4条 会員の表彰の基準は概ね次のとおりとし、それ以外については、理事会の判断に委ねる。

- (1) 国の表彰を受けた時。
- (2) 学術面で、権威ある学会または団体の表彰を受けた時。
- (3) 本会の役員・議長・副議長10年在任、委員長13年在任、委員15年在任。
- (4) 前項より在任期間は短い、本会の運営・事業に対し貢献著しい者。

(会員の権利の停止)

第5条 会員の権利の停止については、次の各項に準拠する。

- (1) 会費未納者については、おおよそ11月、2月の2回督促するが、11月の督促状に一部権利の停止措置のある旨を記載する。この場合の権利の停止は会報の送付停止のみとする。
- (2) 会員で法を犯した場合で定款第15条第4項には該当しないと理事会が判断した場合には、戒告する旨書面をもって通知する。

(部および委員会)

第6条 本会の各部および常設委員会の管掌する事務・事業は概ね次のとおりである。

- (1) 総務：事務局の管理、会議に関すること、会員、渉外などのほか、他の部局の補佐。
- (2) 経理：金銭出納に関する一切のこと。  
資産の管理に関すること。
- (3) 社会保険：社会保険、社会福祉、医療経済などに関すること。
- (4) 公衆衛生：公衆衛生に関すること。
- (5) 学術：会員の生涯学習に関すること。
- (6) 広報：会報の作成、啓蒙文書の作成など。

- (7) 調査：本会の事業に必要な調査。
- (8) 小児救急：小児救急に関すること。

(委任状)

第7条 会議において自己の有する議決権の行使を資格ある第三者に委任することができる。書類上の要件は次のとおりである。

- (1) 被委任者名の明記。
- (2) 委任者は、氏名・住所を明記し、捺印を要する。
- (3) 会議の種別、開催の日時と場所の明記。
- (4) 委任事項。
- (5) 委任状は議長に提出する。